

練馬区基本構想審議会の区民委員の選出について

1 審議会の目的

新基本構想に盛り込むべき内容について、総合的・専門的見地から検討をしていただくため、区長の附属機関として設置する予定です。現在区議会第一回定例会に審議会条例を提出しています。

2 設置期間

平成20年4月～21年3月までの間、概ね月1回程度、平日の夜間に開催する予定です。

3 委員

(1) 構成

①学識経験者委員

区民生活・健康福祉・教育・環境まちづくりの各分野からそれぞれ1名、行政運営分野から1名、行政経験者1名の計6名を依頼する予定です。

②区民委員

「練馬区の将来像を考える区民懇談会」の4分科会からそれぞれ、各界選任委員1名、公募委員1名、計8名程度の方に審議会の区民委員とさせていただきたいと考えています。

基本構想審議会委員の構成

区 分		委員数	分 野
学識経験者		6名程度	区民生活分野 健康福祉分野 教育分野 環境まちづくり分野 行政運営分野（会長） 行政経験者
区民	「練馬区の将来像を考える区民懇談会」各分科会の各界選任委員から1名ずつ	4名程度	区民生活分野 健康福祉分野 教育分野 環境まちづくり分野
	「練馬区の将来像を考える区民懇談会」各分科会の公募委員から1名ずつ	4名程度	区民生活分野 健康福祉分野 教育分野 環境まちづくり分野
委員数計		14名程度	

(2) 報酬

区民委員には、一回の会議につき7,700円をお支払いします。

4 運営

(1) 会議の公開

会議は傍聴の受け入れ、会議録の公開等により公開して行います。

(2) 中間のまとめ・区民との意見交換会等

検討の中間（11月ごろを想定）にはまとめを行い、区報・区ホームページ等により区民に周知して意見を募集します。また、審議会委員と区民との意見交換会を開催し、答申に向けた検討に生かしていきます。

(3) 答申

21年3月を目途に、新基本構想に盛り込むべき内容について答申していただきます。答申の内容は区報等により区民に周知し、区民の意見を募集します。

答申を受けて、平成21年度に区が素案を作成し、区民説明会・パブリックコメント等をへて案を作成します。そして、21年10月を目途に議会の議決を経て策定する予定です。

5 区民委員の選出方法

各分科会での話し合いにより、審議会委員になっていただく方を選出していきたいと考えています。選出にあたっては、性別、年代、お住まいの地域等のバランスも考慮していただければ幸いです。